

相模原市監査委員公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成27年5月27日に実施した環境経済局環境共生部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年7月2日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査を実施した日

平成27年5月27日

2 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成27年6月11日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>水みどり環境課の現金の取扱い、管理状況について調査したところ、相模川を愛する会事務局の団体事務において、次のような不適切な事例が見られた。</p> <ol style="list-style-type: none">1 支出伝票の起票を支払い後に行っていた。2 支出伝票の金額と実際に支払った金額が相違していた。3 出納簿を作成しておらず、関係書類について定期的に上司の確認を受けた記録が確認できなかった。 <p>これらのことは、団体の経理事務における基本的な確認が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。</p> <p>団体の経理事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について(通知)」(平成21年4月23日付総務局長通知)に基づき、公金</p>	<p>相模川を愛する会の団体事務における現金の取扱い、管理状況について不適切な事例が見られたことにつきましては、次のとおり措置を講じました。</p> <p>支出伝票の取扱いにつきましては、予算執行伺を作成し、現金の支出に先立ち、文書により出納に係る意思決定の経過を記録した後、出金手続きを行うことといたしました。</p> <p>経理事務において誤りを生じやすい項目等につきましては、確実に業務を行うためのチェックリストを作成し、支出伝票作成時にチェックリストを活用して支出伝票記載額と領収書等の添付書類及び通帳記帳額との突合を行うことで、再発の防止を図りました。</p> <p>また、平成27年度から出納簿を作成し、収支差額の確認を行うとともに、課長及び担当課長により出納簿と通帳残高の確認を定期的に実施し、記録を残すことといたしました。</p> <p>今回の不適切な事例は、公金等を取り扱う者として、組織全体で出納事務の重要性についての認識が不足してい</p>

に準じた適正な管理を行い、出納に当たってのチェック体制を確立するなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

たことに起因するものであるため、「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について(通知)」(平成21年4月23日付総務局長通知)及び添付されていたマニュアルを平成27年5月1日に課の職員全員に配付し周知を図るとともに、平成27年5月28日に改めて所属長から課の職員全員に対して出納事務の重要性について口頭訓示を行いました。

今後につきましては、指摘を受けたことを重く受け止め、総務局長通知が発出された意味を課の職員全員が理解し、公金等の管理に係る意識を高めるとともに、定期的に課内で公金等の管理の徹底についての意識啓発を行い、同通知及びマニュアルの内容に基づいた事務処理を徹底することで、適正な現金の取扱い、管理に努め、再発防止に取り組んでまいります。

公園課の各事業の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

- 1 相模緑道緑地園内灯修繕(当麻14、15)及び相模緑道緑地園内灯修繕(当麻17)について、短期間のうちに同一の選定業者による見積合せを実施し、同じ業者と契約してい

各事業の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務について、不適切な事例が見られたことにつきましては、次のとおり措置を講じました。

各事業の執行にあたりましては、従来から契約日、契約業者、契約金額などをデータベース化して管理しておりましたが、平成27年度からは、見積り合せを行った業者及び工期並びに管

た。

2 道保川公園木道階段部修繕ほか3件において、短期間のうちに同一の選定業者による見積合せを実施し、同じ業者と契約していた。

また、これらの契約において工期内に次の修繕の契約を行っていた。

これらのことは、契約事務における基本的な確認が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。

契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、発注する業務の内容に応じて、効率性、経済性の面から精査するとともに、業者選定については、特定の者に偏らないよう、競争性、公平性、透明性を確保し、適正に事務を執行されたい。

理監督者の確認日についても項目に加えることとし、複数の職員による確認を徹底し、業者の選定につきましても、特定の業者に偏らないよう、公正な取引の確保に努めております。

また、今回の事例につきましては、入札・契約事務の重要性についての認識が不足していたことに起因するものであるため、契約課が作成した「契約事務の手引き」を課内の全職員に配付し、確認させるとともに、所属長から契約事務の重要性について口頭訓示を行いました。さらには、財務担当者だけでなく、施設修繕を所管する管理監督者を財務に係る研修会に参加させることとしたほか、契約事務に携わる職員への研修も実施することにいたしました。

今後につきましては、指摘を受けたことを重く受け止め、効率的かつ経済的な発注を行うとともに、競争性、公平性、透明性を確保しながら、適正な事務の執行に努めてまいります。